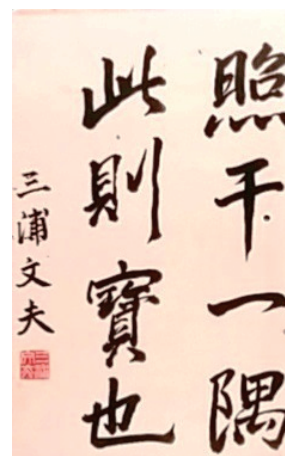
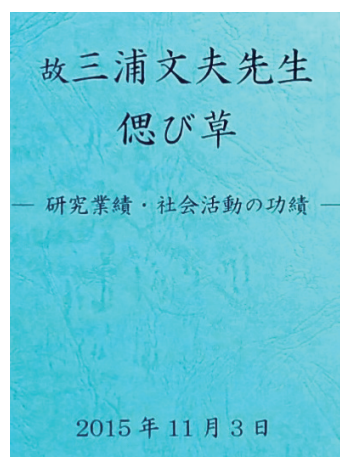


日本社会福祉学会2016春季大会シンポジウム

三浦文夫における社会福祉政策論の特質 ～社会福祉の「転換」と「改革」を中心に～

坂田周一（西九州大学）



主著『社会福祉政策研究』の変遷

第1部 社会福祉経営論の基礎理論

第2部 わが国における社会福祉政策の諸課題

1995年増補改訂版での変化

サブタイトルが「社会福祉経営論ノート」から「福祉政策と福祉改革」へ。

第2部タイトルが「社会福祉政策の展開と福祉改革の諸課題」へ。



初期三浦における 社会福祉政策の運動論的概念化

「(社会福祉が)政策として歴史的社会的に形成され、機能するモメントとして、生活不安＝社会問題の本質と存在形態(対象)、生活不安からの開放を求める価値体系をふくむ要求と運動(運動)、政策の策定、実施の責任を負う主体の支配理念・構成・機能・財政など(主体)を一応の分析の枠組みとして捉え、同時にこれら三つのモメントはいずれも社会体制のもとで規定を受けながら、相互に関連しあって現実に作用するものと考えておきたい。」

(三浦文夫[1969]「社会福祉論ノート(3)」『月刊福祉』)

「(社会福祉の政策と実践の間には)国民の生活上の困難を解決することの必要性の意識の成熟、価値体系の確立、さまざまな要請、運動その他が介在する。これらを仮に「運動」というように考えておくと、社会福祉政策はこれらの「運動」を媒介として、はじめて形成され、展開することになるものである。」

(三浦文夫[1970]「続・社会福祉論ノート(2)」『月刊福祉』)

中期三浦におけるアリーナ設定

「制度「改革」は、マクロ的にみるとわが国の経済社会の新らしい展開(国家独占資本主義の新らしい段階といってよい)を背景にした社会福祉の再編成として捉え、批判的に論ずることもできる。しかしこの小論では、社会福祉経営論の視点からこの「改革」の動向を追いながら、「改革」の必要性を明らかにするとともに、「改革」の課題について若干の私見を述べることにしたい。」

(三浦文夫[1987]「社会福祉制度『改革』の意義と課題」『季刊社会保障研究』23(1),p.29.)

社会福祉経営論の分析枠組み ～ニーズに基づく福祉論～

「社会福祉サービスが、社会福祉ニーズに即していないとすると、そのサービスは効果性・効率性を失うだけでなく、そのレーゾンデートルそのものも疑われることになるだろう。その半面でその社会福祉サービスが効果的・効率的かつ安定的に遂行していくためには、そのサービスにふさわしい資源の調達と配分が行われていなければならない。」

(三浦文夫[1987]「社会福祉制度『改革』の意義と課題」『季刊社会保障研究』23(1),p.29.)

吉田久一による三浦理論の位置づけ ～中範囲理論として～

「(三浦氏の所論は) マートンの中範囲理論の影響がある。科学性・合理性、計画性・予測性、創造性・実践性の3点がその指標である。…政策提言性が濃厚であり、…『開発』の理念や『計画化』の視点がある。従来の貧困を前提とした社会福祉行政から、生活上のニードへの対応、ニードの多様化・高度化と全体的な計画化などを述べておられる。」

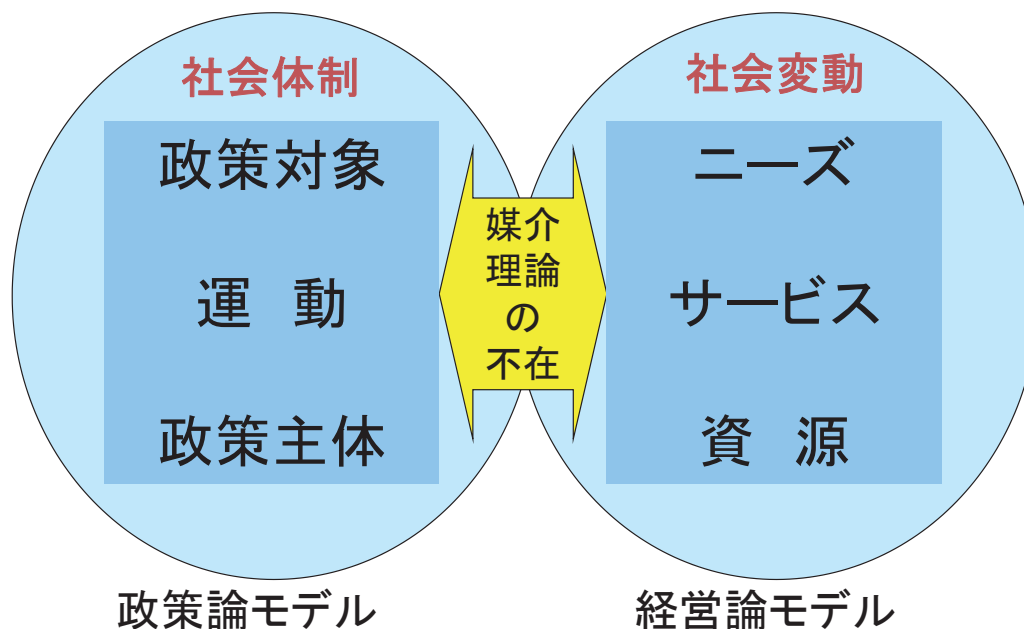
(吉田久一[1976]「高度成長期以降の社会福祉理論」『戦後社会福祉の展開』ドメス出

参考

K.マンハイム Principia media (媒介(中間)原理)

R.K.マートン Middle range theory (中範囲理論)

社会福祉の政策論と経営論



三浦批判

原理的批判:「『ニーズ』を広範に生じさせている共通の経済的・社会的背景や生活問題としての対象分析は放棄される。それゆえ、階級・階層的に発現する生活諸困難の構造的な分析が欠落、社会的要求を掲げる主体者の社会的存在形態もとらえられていない。(林博幸[1984]「地域福祉とニーズ論」右田他編著『地域福祉いま問われているもの』ミネルヴァ書房,p.131)

改革内容(公私機能分担論)への批判:「内在的福祉改革論の嚆矢となった『これからの社会福祉』における公私役割分担論と比較すればかなりの後退を意味するといえる。そして、さらにいえば、このような公私機能分担論には社会福祉の存在と発展の根幹にかかわる問題が含まれているといって過言でない。」(古川孝順[2012]『福祉改革研究』中央法規出版,p10.)

『これからの社会福祉』(1976年4月発表)

- 財政サイドからの福祉見直し(削減)案への対抗提案として出された、全社協・社会福祉懇談会の報告。三浦は執筆委員であった。

所得にかかわらず、すべての人に必要とされる普遍主義的サービスや、住民の社会福祉ニーズに適切に応えるという先取り福祉の積極的側面までをすべて否定したりすることは正しくない。

国の責任とされるものについて、国が積極的にその責任を負うことをさけたり、まして民間に委ねるようなことは、いささかもあってはならない。…しかしながら、最近の多様な社会福祉のニーズと需要をみると、その解決はすべて国の責任であるかどうか、にわかに判断しかねるものが数多くみられる。

公私役割分担論

(詳細は中野報告参照)

社会的ニード概念の是非をめぐって

三浦委員長のもとでの政府審議会意見具申にみる「改革」論。厚生省福祉関係三審議会合同企画分科会『今後のシルバーサービスの在り方について』(1987年12月発表)

公的部門の役割を低所得者対策と市場機構による供給の期待しがたいサービス供給に限定。根拠はニードの多様化。

坂田の感想として、三浦の社会的ニード概念の要である「社会的承認」が、「改革」論の展開の中であいまいになる傾向がみられた。社会福祉理論を検討するに当たっては、「依存性」「バルネラビリティ」など、類似概念との相違や階層性を分析する必要がある。